

島根県報

号外第七八号

平成十五年五月三十日

(金曜日)

監査公表

定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

随時監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

目 次

一 八

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第二百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第四項の規定により実施した平成十三年度会計に係る定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から通知があったので、同条第十二項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十五年五月三十日

島根県監査委員	島	田	三	郎
同	中	村	芳	信
同	品	川	卯	一
同	生	田	洋	一

平成13年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>1 一般会計及び特別会計</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア 支出方法が適当でないもの 外国で研修している職員の現地活動費について、概算払及び資金前渡で県が直接本人へ支払うべきところ、団体を経由して支払われていた。(国際課)</p> <p>イ 契約事務が適当でないもの パンフレットの印刷契約において、会計規則第68条の5に規定する請書を徴していなかった。 (隠岐支庁空港建設局)</p> <p>ウ 物品の廃棄の処理が適当でないもの パソコンについて、会計規則第102条第1項に規定する不用品・処分の決定がないまま廃棄処分されていた。(地方課)</p>	<p>ア 韓国慶尚北道へ派遣している職員の活動費は、平成15年度から資金前渡の方法により県が直接支払うよう改める。</p> <p>イ 14年度より備品の購入契約を締結する際は、会計規則を遵守するよう徹底した。</p> <p>ウ 該当の物品については、不用品・処分の決定を行った。今後は適正な事務処理に努める。</p>
<p>(2) 企画振興部</p> <p>ア 支払事務が適当でないもの</p> <p>① 夕食代を含む負担金を県費で支出した意見交換会への参加旅費について、職員の旅費に関する条例第30条に規定する旅費の調整が行われず支払額を誤っていた。(企画調整課)</p> <p>② 昼食代が県費で支出された協議会への参加旅費について、職員の旅費に関する条例第30条に規定する旅費の調整が行われず支払額を誤っていた。 (土地資源対策課)</p> <p>イ 契約事務が適当でないもの パソコン等の購入契約について、会計規則第68条の5に規定する請書を徴していなかった。 (定住企画課)</p>	<p>ア</p> <p>① 指摘のあった未調整額については、過払い額を全額返納させた。</p> <p>② 指摘のあった未調整額については、過払い額を全額返納させた。</p> <p>イ 14年度より備品の購入契約を締結する際は、会計規則を遵守するよう徹底した。</p>
<p>(3) 環境生活部</p> <p>ア 支払事務が適当でないもの</p> <p>① 電話料金について、支払が遅延し、延滞金を支払っていた。(景観自然課)</p> <p>② 昼食代を含む負担金を県費で支出した講習会へ</p>	<p>ア</p> <p>① 今後、このようなことがないように担当に注意をするとともに、これまで直接担当に渡っていた請求書を庶務担当をとおすことにより、チェック体制の強化を図った。</p> <p>② 指摘のあった未調整額については、過払い額を</p>

<p>の参加旅費について、職員の旅費に関する条例第30条に規定する旅費の調整がされてなく、支払額を誤っていた。(廃棄物対策課)</p>	<p>全額返納させた。</p>
<p>(4) 健康福祉部</p> <p>ア 収入事務が適当でないもの</p> <p>① 健康福祉部地方機関における実習生の受入れに伴う謝金が収入されていなかった。(長寿社会課)</p> <p>② 行政財産目的外使用許可に係る経費負担金が収入されていなかった。(医療対策課)</p> <p>イ 支払事務が適当でないもの</p> <p>① 後納郵便料金について、支払が遅延し、延滞金を支払っていた。(川本健康福祉センター)</p> <p>② 昼食代を県費で支出した審議会に係る委員の費用弁償について、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例第9条に規定する旅費の調整が行われず支払額を誤っていた。(中央児童相談所)</p>	<p>ア</p> <p>① 指摘のあった事項について、収入した。</p> <p>② 指摘のあった事項について、収入した。</p> <p>イ</p> <p>① 指摘のあった事項については、より一層支払の管理を徹底し、今後支払遅延のないよう努める。</p> <p>② 指摘のあった未調整額については、過払い額を全額返納させた。</p>
<p>(5) 農林水産部</p> <p>ア 契約方法が適当でないもの</p> <p>① ファクシミリ賃貸借契約の執行伺において、会計規則第62条に規定する予定価格が設定されていなかった。(農業振興課)</p> <p>② 清掃委託契約の執行伺において、会計規則第62条に規定する予定価格の設定に係る設計書が作成されていなかった。(しまねの味開発指導センター)</p> <p>イ 財産の取得の処理が適当でないもの</p> <p>用地取得の委託契約において、平成2年度末までに委託費の全額を委託先に対して支払ったが、平成13年度末においても取得用地の一部が未登記となっていた。(森林整備課、緑化センター)</p>	<p>ア</p> <p>① ファクシミリ賃貸借契約については、今後会計規則に基づき予定価格を設定し、適正な執行に努める。</p> <p>② 清掃委託契約については、今後管財課作成の「庁舎清掃業務委託設計等マニュアル」を参考に設計書を作成し、会計規則に基づき適正な執行に努める。</p> <p>イ 用地取得の委託契約に基づき、早急に所有権移転登記が完了するよう努める。</p>
<p>(6) 商工労働部</p> <p>ア 収入事務が適当でないもの</p> <p>行政財産目的外使用許可に係る経費負担金が収入されていなかった。(企業振興課)</p> <p>イ 物品の廃棄の処理が適当でないもの</p> <p>机等について、会計規則第102条第1項に規定する</p>	<p>ア 「行政財産の使用料等の取扱いについて(平成6年3月31日付け管財発第300号)」第9条第4項を参照し、適正な使用者負担を求めることとした。</p> <p>イ 該当の物品については、不用品・処分の決定を行った。今後は適正な事務処理に努める。</p>

<p>不用品・処分の決定がないまま廃棄処分されていた。 (観光振興課)</p>	
<p>(7) 土木部</p> <p>ア 支払事務が適当でないもの</p> <p>① 昼食代を含む負担金を県費で支出した講習会への参加旅費について、職員の旅費に関する条例第30条に規定する旅費の調整がされてなく、支払額を誤っていた。(高速道路推進課)</p> <p>② 昼食代が県費で支出された退職者辞令交付式・昼食会への参加旅費について、職員の旅費に関する条例第30条に規定する旅費の調整が行われず支払額を誤っていた。 (広瀬土木事務所、出雲土木建築事務所、大田土木建築事務所、益田土木建築事務所、出雲空港管理事務所、宍道湖西部浄化センター)</p> <p>イ 補助金交付事務が適当でないもの 毎年度継続的に交付している県単独補助金について、額の確定が行われていないなど補助金交付事務が適当でないものがあった。(下水道推進課)</p> <p>ウ 物品の廃棄の手続が適当でないもの テレビ等について、会計規則第102条第1項に規定する不用品・処分の決定がないまま廃棄処分されていた。(港湾空港課)</p> <p>エ 公用車の配置が適当でないもの 平成6年度に行われた総務事務所単位での公用車集中化に伴い、平成8年度までの暫定措置として土木部において導入されたリース車両10台が、平成13年度末においても土木(建築)事務所に配置されていた。(管理課)</p>	<p>ア</p> <p>① 負担金(昼食費)と重複している日当について調整し、戻入を行った。</p> <p>② 過年度戻入処理で対応した。</p> <p>イ 補助金等交付要綱を制定していないなど、交付事務が不十分だったことから、要綱を制定し、14年度から適用することとした。今後は、適切な事務執行を図る。</p> <p>ウ 該当の物品については、不用品・処分の決定を行った。今後は適正な事務処理に努める。</p> <p>エ リース車両を有する土木建築事務所等における公用車の平均稼働率は8割近くに達しており、業務執行上不可欠であったこと、事務費の効率的執行の観点から引き続きリースを行うことが有利であったことから、平成13年度も引き続きリース車両を事務所に配置してきた。今後は、総務事務所集中管理車両のさらなる利用促進に努めるとともに、公用車全体の使用状況、業務量、業務執行形態の推移を見ながら、適正な公用車配置、確保手法に努める。</p>
<p>(8) 教育委員会</p> <p>ア 収入事務が適当でないもの</p> <p>① 県立学校における実習生の受入れに伴う謝金が収入されていなかった。(総務課)</p>	<p>ア</p> <p>① 実習生の受け入れに伴う謝金については、県収入とするよう取り扱うこととしたところである。 さらに、平成15年度から、要綱を制定し、実習に要する費用を勘案して設定した基準額を教育雑</p>

<p>② 行政財産目的外使用許可に係る経費負担金が収入されていないかった。 (川本高等学校、浜田商業高等学校)</p> <p>イ 支払事務が適当でないもの 研修会講師に係る謝金及び費用弁償並びに嘱託職員等に係る社会保険料の歳入歳出外現金について、会計規則第32条に規定する執行伺が作成されず、執行の決定がないまま支払われていた。 (松江教育センター)</p> <p>ウ 契約方法が適当でないもの</p> <p>① パソコンC A I システム保守委託契約の執行伺において、会計規則第62条に規定する予定価格調書が作成されていないかった。(松江農林高等学校)</p> <p>② 複写機利用契約の執行伺において、会計規則第62条に規定する予定価格調書が作成されていないかった。 (浜田ろう学校)</p>	<p>入として収入するなど、その取扱いを明確化することとしている。</p> <p>② 指摘内容に基づき、今後このような誤りがないよう努める。</p> <p>イ 指摘内容に基づき、今後このような誤りがないよう努める。</p> <p>ウ 指摘内容に基づき、今後このような誤りがないよう努める。</p>
<p>2 企業会計</p> <p>(1) 中央病院</p> <p>ア 未収金の徴収について 医療費の個人負担分未収金が年々増加しており、特に1年以上経過した長期滞納金が累増した。</p>	<p>ア 中央病院においては、経営係医事担当者を中心に、未収金管理表による未収金管理、医療費未払いの患者の自動受付制限と面会による督促、分納誓約書の徴取、電話督促、身元保証人に対する催告などにより、未収金徴収を実施してきた。</p> <p>しかし、近年の経済状況を反映し、未収金の額が増加しているところである。</p> <p>医療費の個人負担分の未収金徴収については、中央病院のみならず医療機関共通の課題となっているが、他院の取り組み状況などを参考に次のとおり取り組んでいくこととしたい。</p> <p>① 事務局長を総括責任者として、未収金対策チームを編成する</p> <p>② 未収金徴収マニュアルを策定し、各担当の役割分担と未収金発生時に早期に対応できる体制を検討する</p> <p>③ マニュアルのなかで以下の点の取り組み方針を整理し、実行していく</p>

イ 規定の帳簿を備えていないもの
 病院事業財務規則に基づく帳簿が備えられていなかった。
 [貯蔵品・物品出納簿、土地台帳、固定資産償却台帳、未収金調定簿（保険及び労災用）、未収金調定簿（個人・その他団体用）、未収金管理票（個人）、たな卸表など]

ウ 予定価格の設定が適当でないもの
 ① 検体検査委託契約において、719品目の単価契約の積算設計書が作成されていなかった。

② CTスキャナー保守点検ほか11件の医療機器保守点検業務委託について、積算設計書が作成されていなかった。

- ・平成13年度以前に発生した未収金対策
- ・平成14年度に発生した未収金対策
- ・未収金発生防止策

イ 新病院建設時に多くの業務をコンピューター管理に移行したが、その際に業務の運用と規則様式の整合性が図られていない面もあり、指摘を受けた帳簿類に不備、規則との様式相違が生じている。
 指摘のあった点については、業務のあり方から検討のうえ規則改正或いは様式整理するもの、現行の様式に合わせ規則改正するもの、及び規則に合わせ現行様式を改正するものに分類整理のうえ、所要の手続きを進めていきたい。

ウ
 ① 検体検査の外部委託にあたっての契約単価の指標としては、「診療報酬点数に定められた検体検査実施料」をその基礎としてきたところである。
 指摘を受けた点については、今後は、上記の考え方に則して1品目ごとに設計書を作成することとしたい。

② 医療機器の保守点検委託業務については、工事設計などのような明確な積算基準といったものがないため、今後は、参考見積書を徴取し設計書を作成することとしたい。

(2) 湖陵病院

ア 未収金の徴収について
 医療費の個人負担分未収金が年々増加しており、特に1年以上経過した長期滞納金が累増した。

ア 医療サービスの充実や新薬等の導入による薬品費の増加、また近年の経済状況を反映して、未収金が増加しているところである。
 湖陵病院では、寛解しにくい精神疾患のため長期化する患者及び家族への対応について細心の配慮を重ねつつ、督促マニュアルに則り、面接並びに電話により未収金の徴収に努めてきたところである。
 厳しい状況にあるとはいえ、未収金の累増は病院経営上極めて重大な問題であり、かつ喫緊の課題であることを再確認し、改めて「督促マニュアル」の点検を行い、医療相談科や各病棟とのより緊密な連携の整備を行うなど、徴収体制の強化を図りたいと考えている。
 特に未収金発生の回避策並びに多額未納者対策に重点を置いて、その対策に取り組みたい。

イ 規定の帳簿を備えていないもの
病院事業財務規則に基づく帳簿が備えられていなかった。

〔固定資産償却台帳、未収金調定簿（保険及び労災用）、未収金調定簿（個人・その他団体用）、未収金管理票（保険用）、たな卸表など〕

イ 湖陵病院の業務内容と「病院事業財務規則」の様式を照らし合わせ記載内容を精査した上で、規則改正或いは様式整理するもの、現行の様式に合わせ規則改正するもの、及び規則に合わせ現行様式を改正するものに分類整理のうえ、所要の手続きを進めていきたい。

島根県監査委員公表第二百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第五項の規定により実施した平成十四年度随時監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第十二項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十五年五月三十日

島根県監査委員 島 田 三 郎

同 中 村 芳 信

同 品 川 卯 一

同 生 田 洋 一

平成14年度随時監査の結果に基づき講じた措置の内容

1 監査対象機関

内水面水産試験場

2 監査対象年度及び監査対象業務

平成11年度及び平成12年度における委託業務（施設及び設備に係る維持管理関係業務委託を除く。）

3 指摘事項に対する措置の内容

次のとおり

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>ゼオライト覆砂によるヤマトシジミ育成環境と水質改善効果の実証研究委託事業</p> <p>① 事業内容の変更に伴う変更契約が締結されていなかった。</p> <p>平成11年度及び平成12年度事業の契約工期内において、委託先に対し事業の一部取り止めの指示を口頭で行ったにもかかわらず、指示に基づく変更契約が締結されていなかった。</p> <p>② 完了確認検査が適当でなかった。</p> <p>平成11年度及び平成12年度事業の完了確認検査において、未実施事業があるにもかかわらず、検査が形式的に行われたため、全事業が履行されているとの検査結果とされていた。</p> <p>③ 支払額を誤り過払となった。</p> <p>平成11年度及び平成12年度事業の支払において、未実施事業があるにもかかわらず、審査が形式的に行われたため、契約金額の全額が支払われた。</p> <p>④ 戻入金額に誤りがあった。</p> <p>平成12年度事業の過払相当額として810,000円が平成13年5月15日に戻入されていたが、戻入額の算定において諸経費50,000円が算定対象とされていなかった。</p>	<p>① 委託事業において、今後契約内容に変更が生じたことになった場合は、島根県会計規則第68条の2の規定に基づき、速やかに変更契約を締結する。</p> <p>② 委託事業の完了確認検査においては、今後島根県会計規則第70条の5の規定に基づき、履行検査を厳正かつ慎重に実施し、事実関係の把握、契約内容の履行確認を徹底する。</p> <p>なお、内水面水産試験場における外部発注業務の監督・履行・検査の適正化を図るため、新たに「島根県内水面水産試験場業務監督・検査規程」を定め、監督履行検査における必要事項について明確にした。</p> <p>③ 委託事業の支払において、今後出納員及び会計員による債務確定等の事実関係の把握を徹底するとともに、支出の妥当性について審査・確認を行い、適正な支払に努める。</p> <p>また、出納局が実施する会計職員研修等に対象職員を積極的に参加させ、会計職員の役割の重要性を認識させるとともに、審査の資質向上を図る。</p> <p>④ 委託事業の諸経費については、変更契約の積算を行う際に、事業を執行する上で最低限固定的に必要な事務的経費として定額計上したものであり、委託内容の変更があっても同額であるとの認識の上で、算定を行っていた。</p>

毎週火・金曜日発行

<p>指摘内容に基づき、諸経費の再算定を行い、差額の20,769円を返納させた。</p> <p>今後は、算定基礎を明確にして契約を行うこととし、適正な執行に努める。</p>
--

平成十五年五月三十日印刷
平成十五年五月三十日発行

発行者
島 根 県

発行所
松江市学園南
松江島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円 (送料共)